

ぎふ技術革新センター運営協議会会則

(名称)

第1条 本会は、ぎふ技術革新センター運営協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、地域産業の航空機や医療機器、環境調和型製品、機械金属等の成長分野への展開を図り、産業構造の多様化・高度化を目指すため、地域産学官共同研究拠点「ぎふ技術革新センター」において、産学官連携のもと、これに必要な事業を実施し、もって地域産業の発展に寄与することを目的とする。

(会員等)

第3条 協議会は、次の各号に定める会員等により構成する。

一 特別会員

協議会の運営に責任を持つ中核構成員として入会し、運営費を負担する別表で定める企業、大学等、地方自治体

二 正会員

協議会の主旨に賛同し、協議会の活動を推進するため入会した企業、大学等

三 賛助会員

協議会の主旨に賛同し、協議会の活動を賛助・後援するため入会した団体等

四 準会員

協議会の主旨に賛同する企業のうち、会長が必要と認める企業

五 オブザーバー

国、地方自治体、独立行政法人科学技術振興機構、その他に会長が必要と認める団体

2 前項に定める会員等として協議会に入会しようとする者は、別に定める入会申込書を会長あてに提出し、会長の承認を得なければならない。ただし、特別会員の入会については、上記の入会申込書によらず、別途定める申込書により理事会の承認をうけるものとする。

3 本条第1項に定める会員等が退会を希望するときは、別に定める退会届けを会長あてに提出しなければならない。

(役員)

第4条 協議会には、次の役員を置く。

一 会長 1名

二 副会長 2名

三 理事 10名程度

四 監事 2名

2 役員は、総会において特別会員及び正会員の中から選任する。

3 役員の任期は3年とし、その欠員が生じた場合は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

4 任期満了又は辞任によって退任した役員は、新たに選任された役員が就任するまで、その職を行う。

(役員職務)

第5条 役員職務は、次のとおりとする。

一 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

二 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

三 理事は、会長が必要と認めた事項を審議し、協議会の運営にあたる。

四 監事は、協議会の会計を監査する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、総会、理事会及び幹事会とし、会長及び幹事長（ただし、幹事会の招集に限る。）がこれを招集する。

(総会)

第7条 総会は、特別会員及び正会員をもって構成し、次の各号の事項を議決する。

- 一 役員を選任すること
 - 二 事業計画及び予算計画に関すること
 - 三 事業報告及び決算に関すること
 - 四 規約の制定及び改廃に関すること
 - 五 その他会長が必要と認める事項
- 2 総会は、原則として年1回開催する。ただし、会長が必要と認めるときは、臨時に開催することができる。
- 3 総会の議長は会長が務める。
- 4 総会は、特別会員及び正会員の総数の過半数の出席（委任状・代理出席を含む。）をもって成立し、議事は出席者の過半数をもって決する。なお、賛否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 5 会長は、総会の目的である案件について緊急に諮る必要がある場合又は軽微な事項である場合には、特別会員及び正会員に対し書面で賛否を求め、これをもって総会の議決とみなす。

(理事会)

第8条 理事会は、第4条に定められた役員をもって構成し、次の各号の事項を議決する。

- 一 総会へ付議すべき事項に関すること
 - 二 総会の議決した事項の執行に関すること
 - 三 その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- 2 理事会は、必要に応じて随時開催する。
- 3 理事会の議長は会長が務める。
- 4 理事会は、役員数の過半数の出席（委任状・代理出席を含む。）をもって成立し、議事は出席者の過半数をもって決する。なお、賛否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 5 会長は、理事会の目的である案件について緊急に諮る必要がある場合又は軽微な事項である場合には、理事に対し書面で賛否を求め、これをもって理事会の議決とみなす。

(幹事会)

第9条 幹事会は、会長が指名する幹事をもって構成し、次の各号の事項を議決する。

- 一 理事会へ付議すべき事項の審議、調整に関すること
 - 二 理事会の議決した事項の執行に関すること
 - 三 理事会の議決に基づく委任事項
 - 四 その他理事会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- 2 幹事会は、必要に応じて随時開催する。
- 3 幹事長は、会長が指名することとし、幹事会の議長を務める。
- 4 幹事の任期は3年とし、その欠員が生じた場合は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 幹事長は、必要に応じて幹事会に関係者等の出席を求めることができる。
- 6 幹事会は、総会へ付議すべき事項について、専門的に協議し又は調整させるため、研究会を置くことができる。

(事業)

第10条 協議会は、次の各号に掲げる事業を行う。

- 一 共同研究助成
- 二 若手機器利用助成
- 三 研究交流
- 四 その他総会において必要と認められた事業

(会計)

第11条 協議会の経費は、負担金、会費及びその他の収入をもって充てるものとする。

- 2 特別会員は、負担金を毎年負担する。ただし、岐阜県の負担金は、協議会の会計として収入せず、ぎふ技術革新センターの運営費として直接執行するものとする。
- 3 会員は年会費として、正会員は一口10万円、賛助会員は原則一口3万円を、毎年一口以上負担するものとする。また、準会員の会費は、無料とする。
- 4 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、本条第2項及び第3項に定められた負担金及び年会費は、会長が別に指定した日までに、指定の口座へ入金することとする。
- 5 第3条第3項の定めにより、年度途中で各会員区分から退会した場合は、既に納入された会費等は返還しないものとする。

(事務局)

第12条 協議会の事務局は、岐阜県産業技術総合センターに置くものとする。

(雑則)

第13条 本会則に定めるもののほか、協議会運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この会則は、平成23年3月14日から施行する。
- 2 協議会設立時の役員任期は、第4条第3項の規定にかかわらず、選任された日から平成26年3月31日までとする。
- 3 協議会設立時の幹事任期は、第9条第4項の規程にかかわらず、指名された日から平成26年3月31日までとする。
- 4 協議会設立時の会計年度は、第11条第4項の規定にかかわらず、施行の日から平成24年3月31日までとする。

附 則

この会則は、平成24年5月28日から施行する。

附 則

この会則は、平成25年5月21日から施行する。

附 則

この会則は、平成26年5月20日から施行する。

附 則

この会則は、令和元年5月20日から施行する。